

令和3年度

# 喫煙対策実施状況調査結果

(職場における喫煙対策実施状況調査)

山 梨 県

# 目 次

第 1 調査の概要	1
第 2 調査結果	
1 喫煙率について	
(1) 喫煙率の状況	3
(2) 男女別・年代別の喫煙率	4
(3) 調査対象別の喫煙率	5
2 職場の喫煙対策について	
(1) 事業所の施設類型	6
(2) 屋外喫煙場所の設置率	7
(3) 屋外喫煙場所を設置している理由	8
(4) 屋外喫煙場所の設置状況	8
(5) 屋外喫煙場所の今後の予定	9
(6) 屋外喫煙場所を設置していない理由	9
(7) 喫煙専用室の設置率	10
(8) 喫煙専用室を設置している理由	10
(9) 喫煙専用室の設置状況	10
(10) 喫煙専用室の今後の予定	11
(11) 喫煙専用室を設置していない理由	11
3 職員（従業員）への喫煙対策について	
(1) 喫煙対策の実施率	12
(2) 喫煙対策の実施内容	12
(3) 喫煙対策を継続するうえでの問題点	13
(4) 喫煙対策を実施していない理由	13
(5) 喫煙対策に関する意向	14
(6) 喫煙対策実施予定の内容	14
4 たばこに関する知識（認知度）について	
(1) 受動喫煙の害に関する知識	15
(2) たばこに関する情報についての認知度	15
第 3 まとめ	16

令和3年度喫煙対策実施状況調査結果  
(職場における喫煙対策実施状況調査)

山 梨 県

第1 調査の概要

1 目的

喫煙は喫煙者本人のみならず、周囲の非喫煙者の健康にも影響を及ぼすことから、重要な健康課題のひとつである。令和2年4月1日、「健康増進法の一部を改正する法律(以下「改正健康増進法」)」が全面施行され、多数の人が利用する施設などにおける受動喫煙対策が強化された。

本調査は、こうした法整備を踏まえ、県内の施設や事業所等における喫煙対策の状況を把握し、本県のたばこ対策の推進を図るための基礎データを得ることを目的として実施する。

2 実施主体

山梨県

3 調査方法

郵送調査法とし、調査票の回答方法は自記式による。

4 調査期間

令和3年11月22日～令和3年12月20日

5 調査基準日

令和3年12月1日

6 調査対象数

国・県の機関、市町村(教育委員会含む。)、病院、学校、  
民営事業所(従業員が50人以上)

計 1,169 箇所

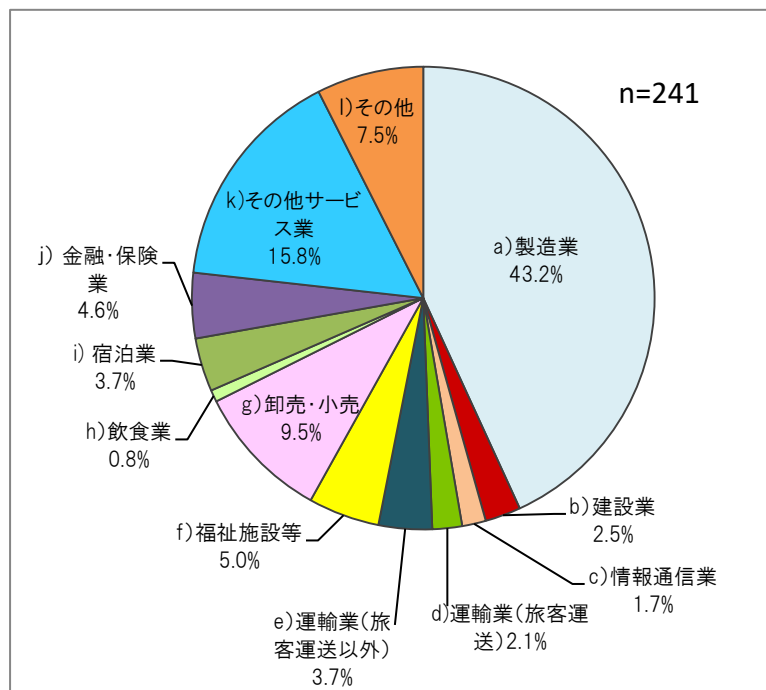
7 回答施設数及び回収率、対象者数

施設数 813 施設 / 回収率 69.5 % (前回 72.3%)

対象者数 男性 42,385 人、女性 29,332 人 計 71,717 人 (前回 59,022 人)

【表1】 調査対象別の回収率及び対象者数

調査対象	対象施設			対象者数		
	対象施設数	回収施設数	回収率(%)	男性	女性	計
国の機関	98	68	69.4	1,802	844	2,646
県の機関	93	89	95.7	5,785	2,150	7,935
病院	60	44	73.3	2,604	5,913	8,517
市町村の機関	55	41	74.5	4,561	4,538	9,099
小・中・高校・支援学校	326	296	90.8	3,893	4,577	8,470
大学・短大・専門学校	37	32	86.5	710	579	1,289
民営事業所	500	241	48.2	22,418	9,510	31,928
所属分類不可		2		612	1,221	1,833
総計	1,169	813	69.5	42,385	29,332	71,717



【図1】 回答のあった民営事業所の内訳

【参考】 各調査年度の回収率と調査対象施設

年度	回収率(%)	対象施設
H2	96.3	県の機関、市町村、学校
H4	63.4	国・県の機関、市町村、学校 従業員100人以上の事業所
H6	64.3	
H8	65.1	
H10	68.9	国・県の機関、市町村、学校 従業員100人以上の事業所、病院
H12	80.4	
H14	73.8	
H16	71.4	
H18	70.9	
H20	66.2	国・県の機関、市町村、学校 民営事業所(従業員50人以上の事業所)、病院
H22	72.0	
H24	64.3	
H26	63.7	
H28	67.4	
H30	72.3	
R3	69.5	

当調査は、平成2年度から隔年で実施している。

当初は、県の機関・市町村・学校を対象としていたが、適宜調査対象施設の見直しを行い、対象を拡充している。

## 第2 調査結果

### 1 喫煙率について

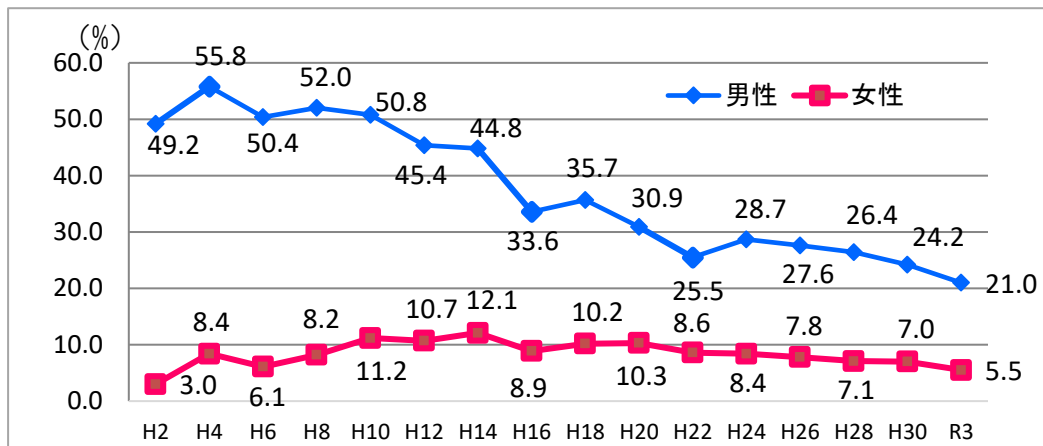
#### (1) 喫煙率の状況

回答が得られた813施設の構成員のうち、喫煙者の数は、男性8,914人(42,385人中)、女性1,612人(29,332人中)、合計10,526人(71,717人中)であり、喫煙率は、男性21.0%、女性5.5%である。【表2】

喫煙率の年次推移を見ると、男性の喫煙率は、調査開始当初からは2分の1以下に減少しており、前回の調査結果より3.2ポイント減少している。女性は平成22年度から減少しており、前回の調査結果より1.5ポイント減少している。【図2】

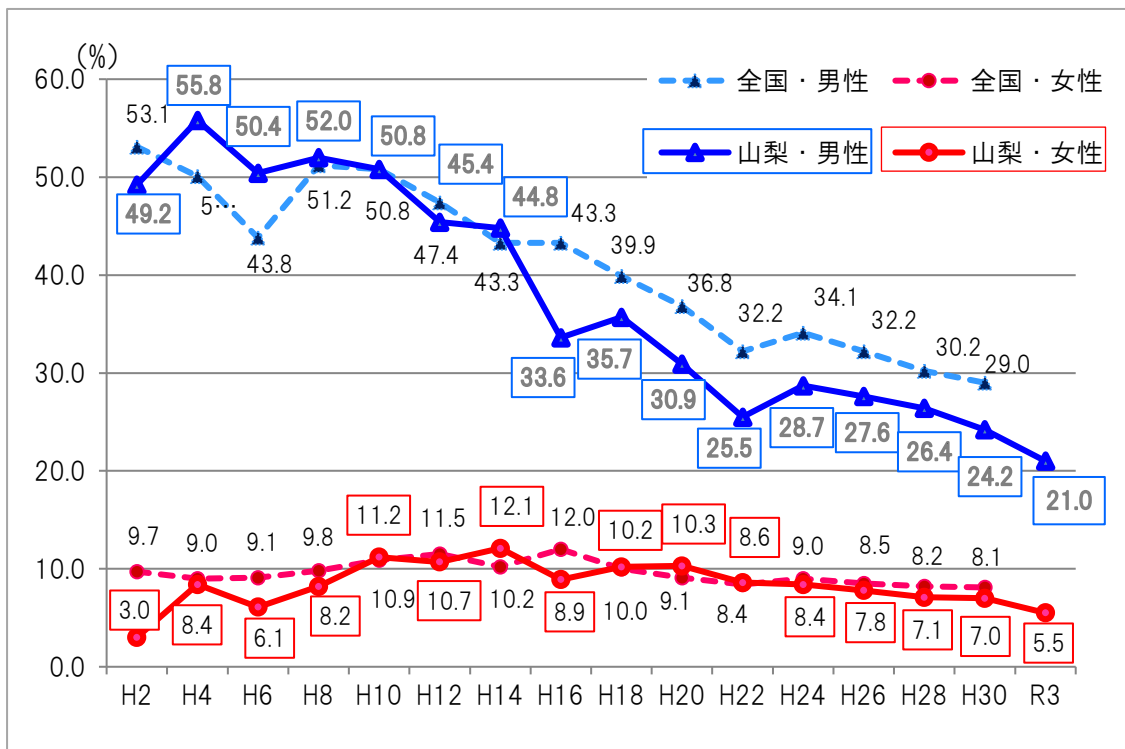
【表2】 回答施設数・構成人員・喫煙者(率)

調査対象	回答施設数	構成人員									喫煙者数										
		計	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	計	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	計	喫煙率(%)
国の機関	68	男	2	176	160	271	373	127	4	689	1,802	0	107	92	110	88	16	0	1	414	23.0
		女	4	175	139	222	223	46	0	35	844	0	5	1	0	2	1	0	2	11	1.3
県の機関	89	男	18	957	1,370	1,321	1,772	312	30	5	5,785	0	211	355	203	266	56	3	0	1,094	18.9
		女	14	368	597	581	495	88	5	2	2,150	0	10	6	7	5	2	0	0	30	1.4
病院	44	男	3	519	690	577	407	271	76	61	2,604	1	77	122	141	61	40	5	12	459	17.6
		女	9	1,042	1,280	1,524	1,201	624	82	151	5,913	0	63	106	155	129	59	5	22	539	9.1
市町村の機関	41	男	8	724	946	1,127	1,075	478	34	169	4,561	0	101	163	222	218	78	1	0	783	17.2
		女	6	628	886	1,205	996	475	32	310	4,538	0	13	17	33	18	6	0	0	87	1.9
小・中・高校支援学校	296	男	1	609	783	590	1,128	591	27	164	3,893	0	79	132	88	172	74	2	22	569	14.6
		女	0	575	708	1,117	1,436	522	15	204	4,577	0	5	6	12	18	0	0	20	61	1.3
大学・短大専門学校	32	男	0	9	71	92	120	111	10	297	710	0	1	9	13	14	12	1	0	50	7.0
		女	0	30	54	116	137	58	5	179	579	0	0	3	2	1	2	0	0	8	1.4
民営事業所	241	男	207	3,089	4,112	5,054	5,478	2,241	336	1,901	22,418	8	657	1,034	1,420	1,337	515	67	437	5,475	24.4
		女	110	1,379	1,466	2,115	2,258	1,192	225	765	9,510	0	78	142	227	225	94	20	49	835	8.8
所属分類不可	2	男	0	129	216	134	95	37	1	0	612	0	14	23	15	14	4	0	0	70	11.4
		女	0	477	310	248	153	33	0	0	1,221	0	8	13	14	6	0	0	0	41	3.4
総計	813	男	239	6,212	8,348	9,166	10,448	4,168	518	3,286	42,385	9	1,247	1,930	2,212	2,170	795	79	472	8,914	21.0
		女	143	4,674	5,440	7,128	6,899	3,038	364	1,646	29,332	0	182	294	450	404	164	25	93	1,612	5.5



【図2】 喫煙率の年次推移

平成4年度調査から100人以上の民営事業所を追加  
 平成10年度調査から病院を追加  
 平成20年度調査から民営事業所は50人以上に拡大



【図3】<参考> 喫煙率の年次推移(全国との比較)

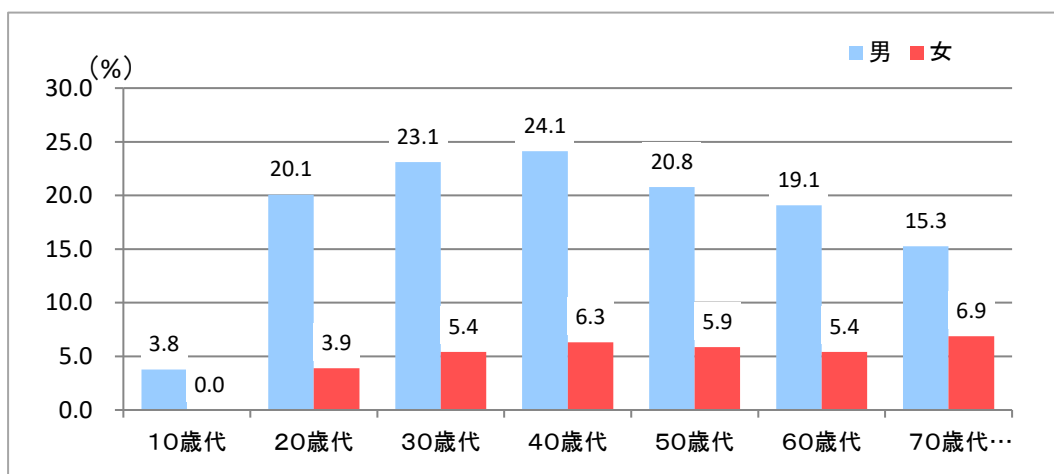
全国の喫煙率: 国民健康・栄養調査から  
 ※調査対象は、就業者以外も含まれる。  
 R3は、コロナ感染症拡大のため国民健康・栄養調査は未実施

(2) 男女別・年代別の喫煙率

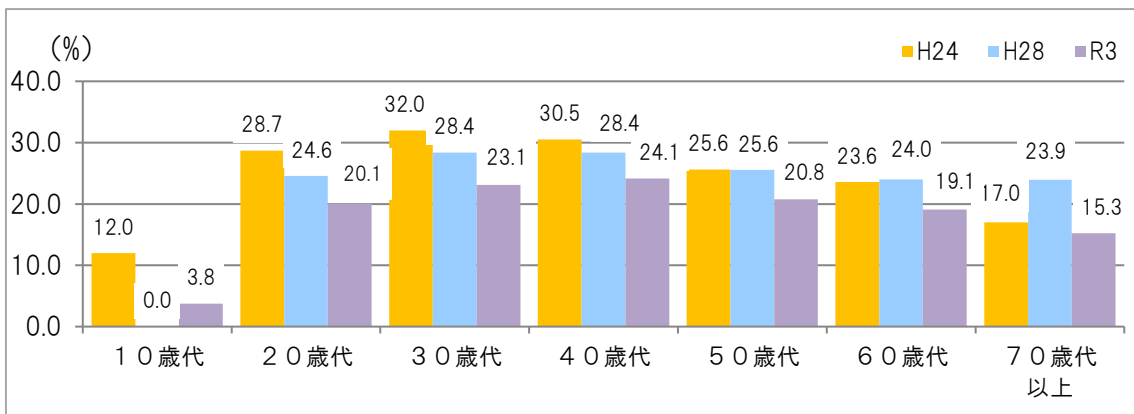
男女別・年代別の喫煙率を見ると、男女ともに40歳代まで喫煙率が増加し、以降、男性は減少しているが、女性は70歳代以上で増加している。【図4】

年代別喫煙率の年次推移を見ると、男性の喫煙率が最も高いのは40歳代であるが、どの年代においても減少傾向である。【図5】

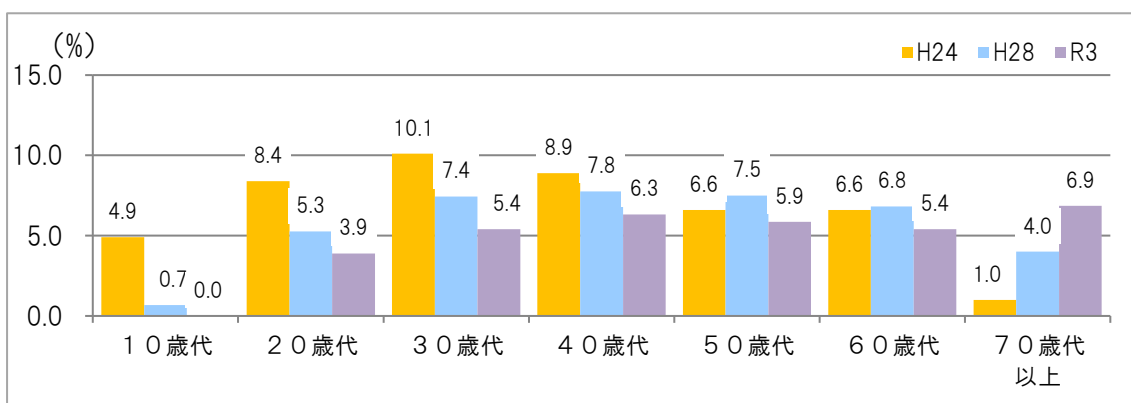
女性の喫煙率で最も高いのは70歳代以上で増加傾向であるが、その他の年代においては減少傾向である。【図6】



【図4】 男女別・年代別喫煙率



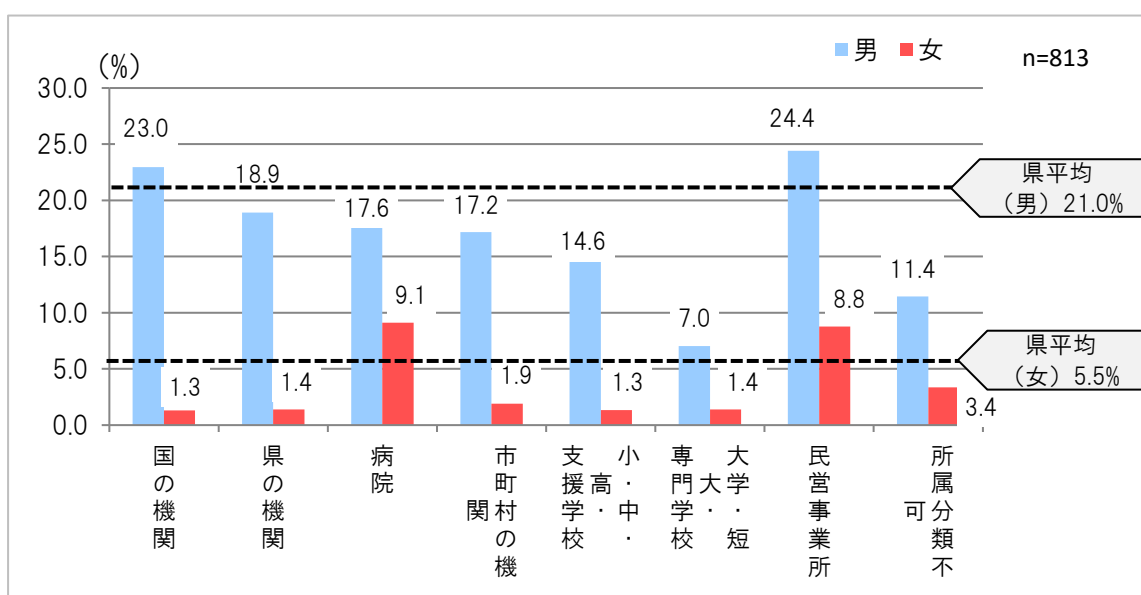
【図5】年代別喫煙率の年次推移(男性)



【図6】年代別喫煙率の年次推移(女性)

(2) 調査対象別の喫煙率

調査対象別の喫煙率を見ると、男性は民営事業所、女性は病院が最も高い。県の平均喫煙率を超えているのは、男性では、民営事業所、国の機関であり、女性では、病院、民営事業所である【図7】。



【図7】調査対象別の喫煙率

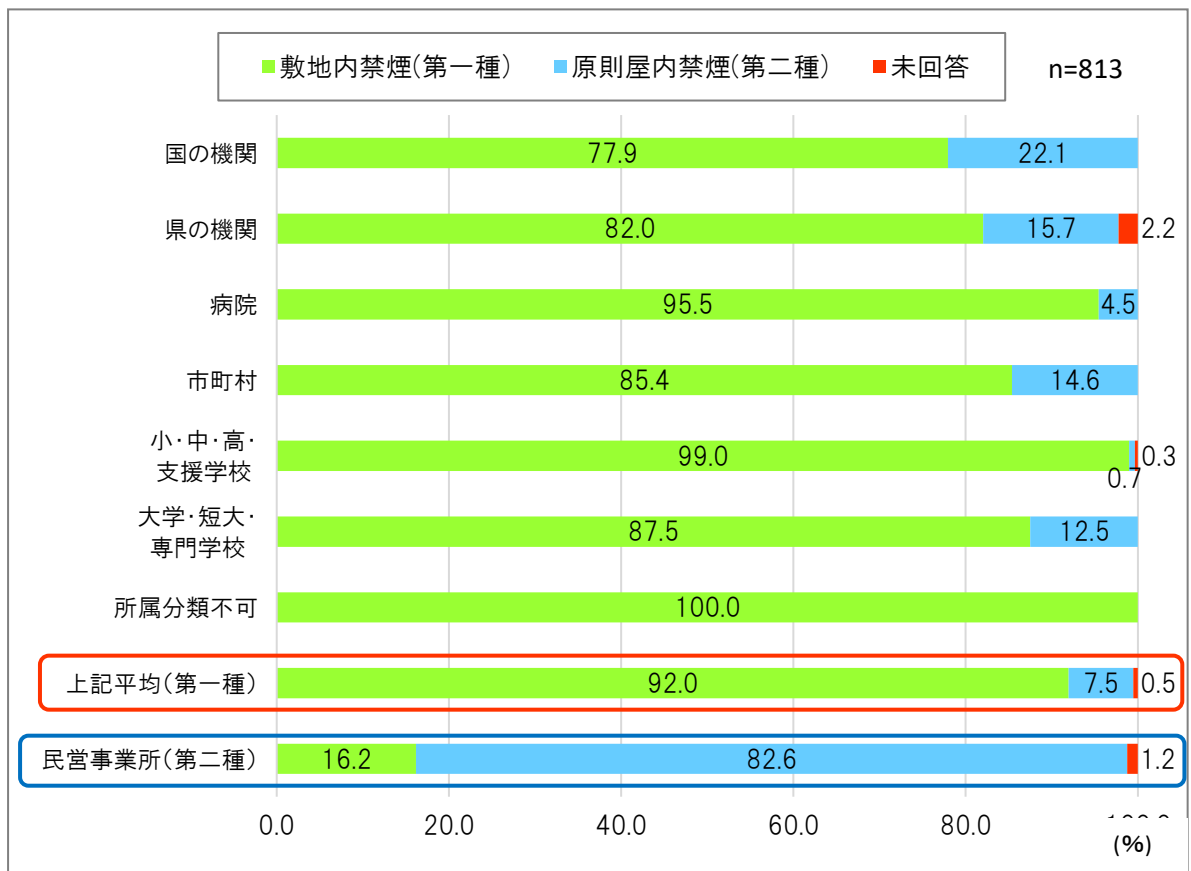
## 2 職場の喫煙対策について

令和2年4月1日、受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が全面施行され、施設類型により規制内容が異なる(※)ため、屋外の喫煙場所及び屋内の喫煙専用室の設置等、職場の環境面に対する喫煙対策について聞いたところ、結果は以下のとおりである。

- (※)○第一種施設(多数の者が利用する施設のうち、学校・病院・児童福祉施設・行政機関の庁舎等)は、敷地内禁煙(特定屋外喫煙場所の設置可)  
 ○第二種施設(多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設・民営事業所等)は、原則屋内禁煙(喫煙専用室の設置可)

### (1) 事業所の施設類型(自施設の類型の理解度)

事業所が回答した施設類型は【図8】のとおりであり、第一種施設(学校・病院・行政機関等)のうち「敷地内禁煙」と回答している割合は92.0%であり、第二種施設(民営事業所)で「原則屋内禁煙」と回答している割合は82.6%である。



【図8】 事業所の施設類型



(2) 屋外喫煙場所の設置率

屋外喫煙場所の設置率は、「設置している」が 38.0%、「設置していない」が 61.3%である。

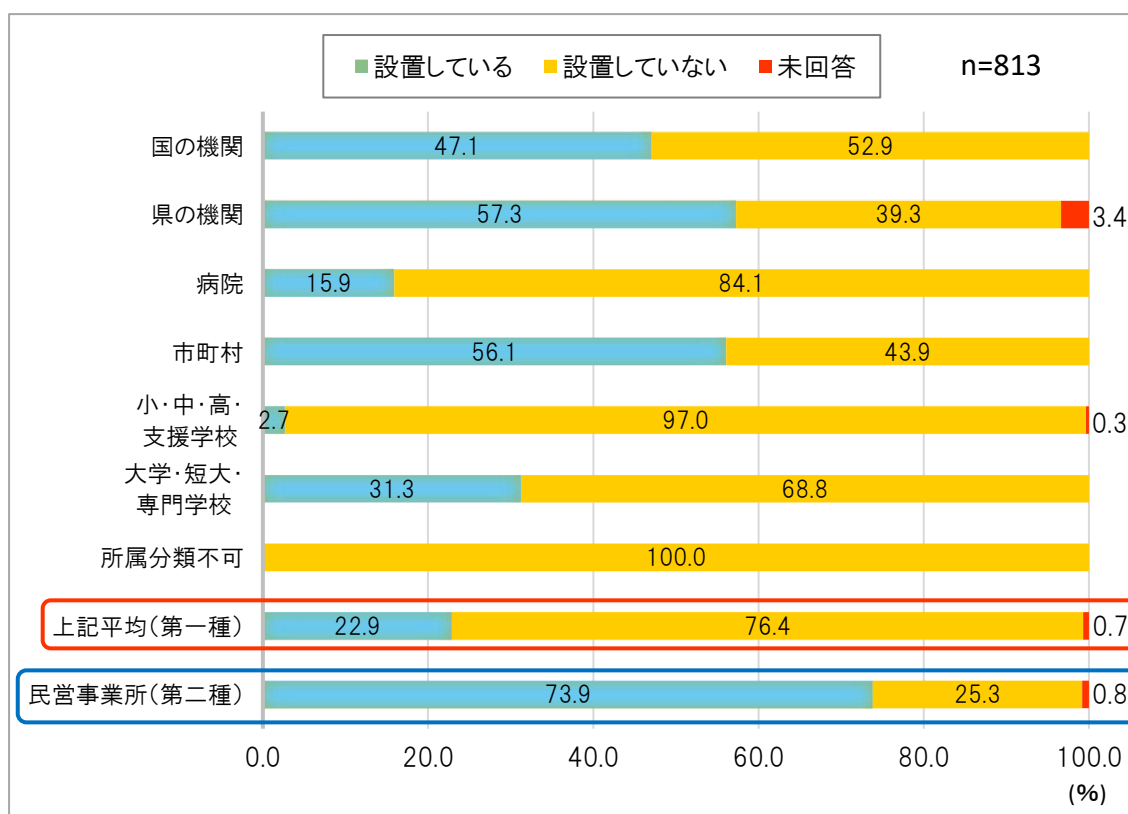
第一種施設(学校・病院・行政機関等)で屋外喫煙場所を設置していない割合は 76.4%で、内訳は、小・中・高校・支援学校(97.0%)、病院(84.1%)の順に多い。第一種施設で屋外喫煙場所を設置していない施設は、敷地内を全て禁煙にしている。

第一種施設(学校・病院・行政機関等)で屋外喫煙場所を設置している割合は 22.9%で、県の機関(57.3%)、市町村(56.1%)、国の機関(47.1%)の順に多い。

第二種施設(民営事業所)では、73.9%が屋外喫煙場所を設置している。【図9】

【表3】 屋外喫煙場所の設置率

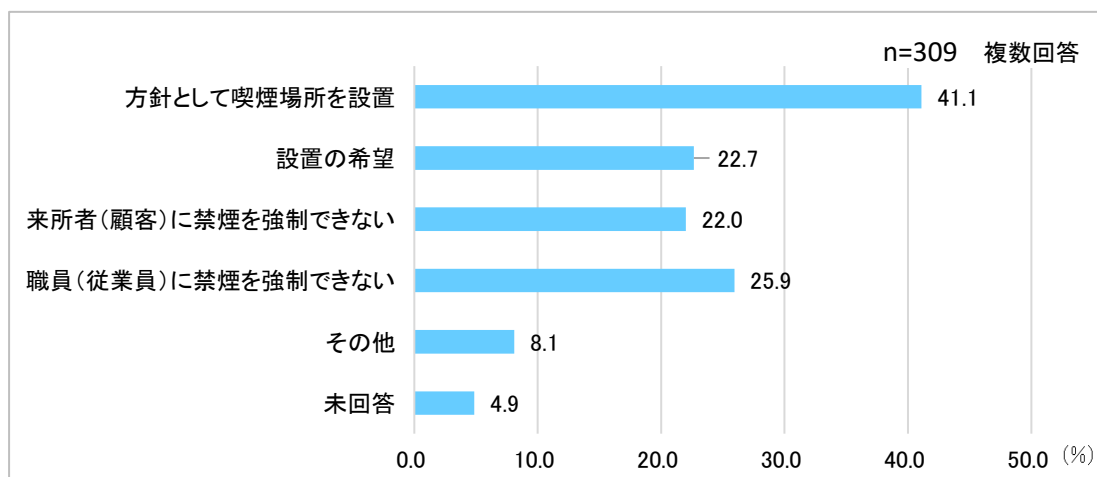
	施設の種類(%)		計
	第一種	第二種	
設置している	131(22.9)	178(73.9)	309(38.0)
設置していない	437(76.4)	61(25.3)	498(61.3)
未回答	4( 0.7)	2( 0.8)	6( 0.7)
合計	572(100)	241(100)	813(100)



【図9】 事業所の屋外喫煙場所の設置率

(3) 屋外喫煙場所を設置している理由

【表3】の「屋外喫煙場所を設置している」と答えた事業所(n=309)のうち、屋外喫煙場所を設置している理由で最も多かったのは、「方針として喫煙場所を設置している」が41.1%、次いで「職員(従業員)に禁煙を強制できない」が25.9%である。【図10】

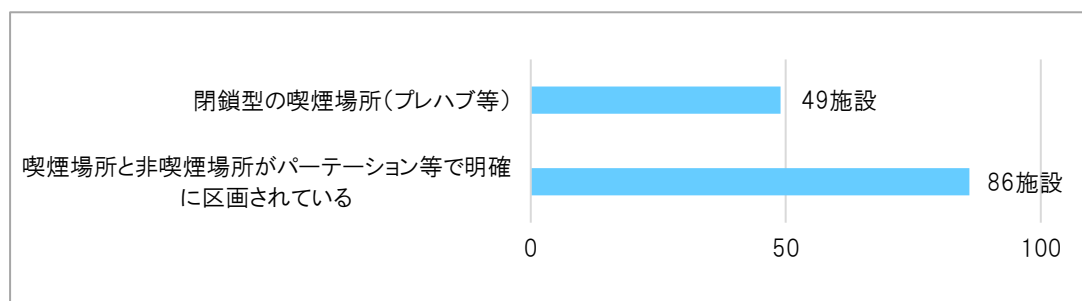


【図10】 屋外喫煙場所を設置している理由

(4) 屋外喫煙場所の設置状況

【表3】の「屋外喫煙場所を設置している」と答えた事業所(n=309)のうち、屋外喫煙場所の設置状況は、①「閉鎖型の喫煙場所(プレハブ等)」(49 施設)と、②「喫煙場所と非喫煙場所がパーテーション等で明確に区画」(86 施設)、その他であった。【図11】

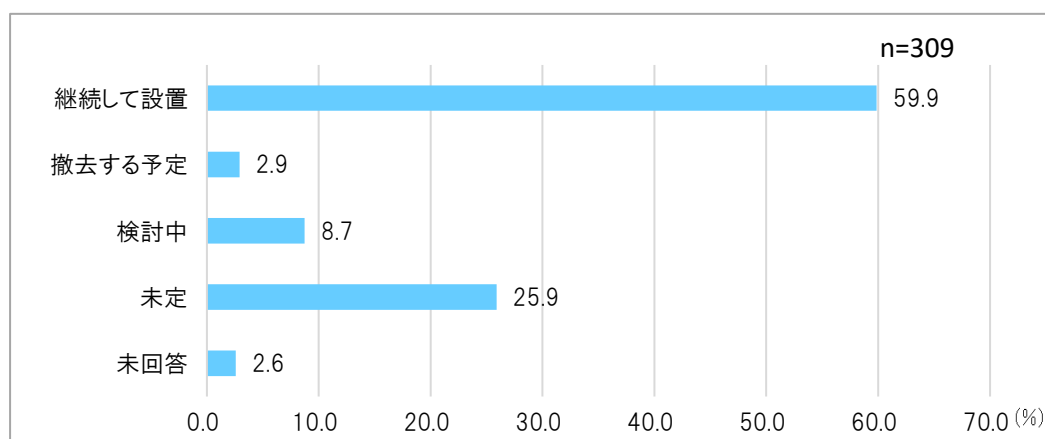
①の設置個所は、1箇所が一番多く(31 施設)、設置している場所は、駐車場・駐輪場の裏、建物の裏、その他敷地内である。②の設置場所は、1箇所が一番多く(64 施設)、設置している場所は、建物から離れた敷地内、建物の裏・隣接箇所、屋上、ベランダ等である。



【図11】 屋外喫煙場所の形態

### (5) 屋外喫煙場所の今後の予定

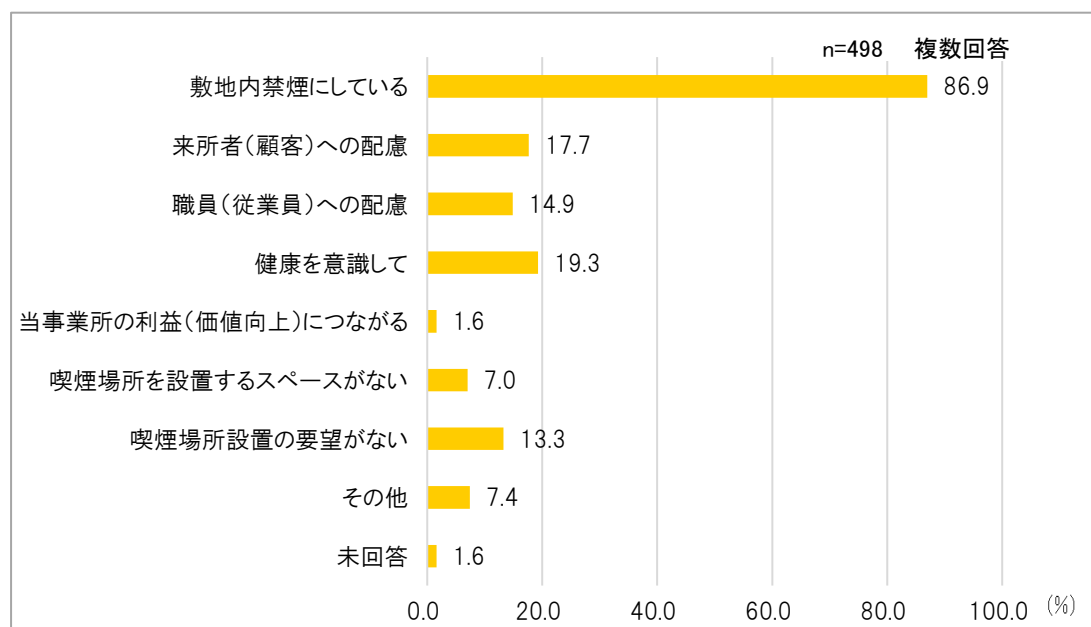
【表3】の「屋外喫煙場所を設置している」と答えた事業所(n=309)に対して、今後撤去するか聞いたところ、最も多かったのは、「継続して設置」が59.9%で6割を占め、「未定」が25.9%、「検討中」が8.7%、「撤去する予定」は2.9%である。【図12】



【図12】 屋外喫煙場所の今後の予定

### (6) 屋外喫煙場所を設置していない理由

【表3】の「屋外喫煙場所を設置していない」と答えた事業所(n=498)のうち、屋外喫煙場所を設置していない理由で最も多かったのは、「敷地内禁煙にしている」が86.9%で、「健康を意識して」が19.3%、「来所者(顧客)への配慮」が17.7%である。【図13】



【図13】 屋外喫煙場所を設置していない理由

**民営事業所のみ** (7)～(11)

(7) 喫煙専用室の設置率

喫煙専用室の設置率は、「設置している」が24.1%、「設置していない」が69.3% (167 施設)であり、屋内を全て禁煙にしている民営事業所は7割である。【表4】

全事業所(813 施設)のうち、民営事業所(241 施設)以外の事業所(572 施設)は屋内禁煙であることから、全事業所の中で屋内禁煙は90.9%(739 施設)となり、前回の調査結果(37.7%)に比べ大幅に増加している。

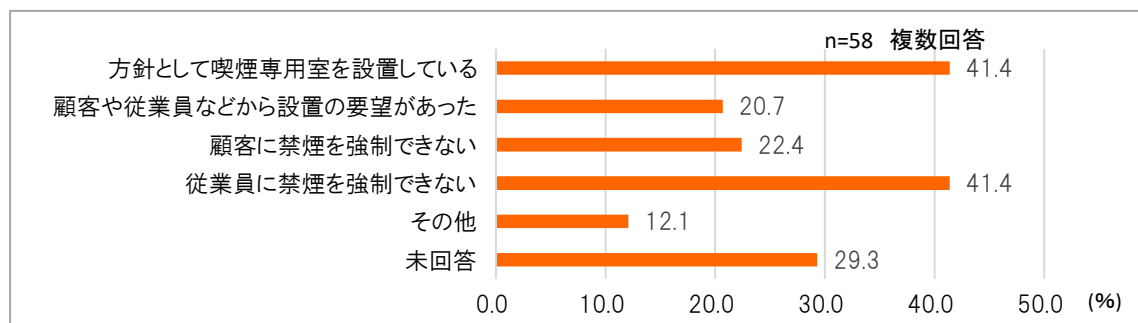
なお、喫煙専用室を設置せず、屋外喫煙場所を設置していない民営事業所(37 施設)は敷地内禁煙であり、第一種施設の敷地内禁煙(437 施設)と合わせて474 施設となる。敷地内禁煙の割合は、全事業所に対して58.3%であり、前回調査結果(45.4%)に比べ増加している。

【表4】 喫煙専用室の設置率

	施設数	率(%)
設置している	58	24.1
設置していない(屋内禁煙)	167	69.3
未回答	16	6.6
合計	241	100.0

(8) 喫煙専用室を設置している理由

【表4】の「喫煙専用室を設置している」と答えた事業所(n=58)のうち、喫煙専用室を設置している理由は、「方針として喫煙専用室を設置している」と「従業員に禁煙を強制できない」が同じ割合の41.4%が多い。【図14】

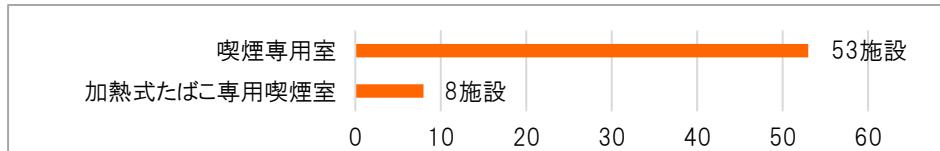


【図14】 喫煙専用室を設置している理由

(9) 喫煙専用室の設置状況

【表4】の「喫煙専用室を設置している」と答えた事業所(n=58)のうち、喫煙専用室の設置状況は、①「喫煙専用室」(53 施設)、②「加熱式たばこ喫煙専用室」(8 施設)である。【図15】

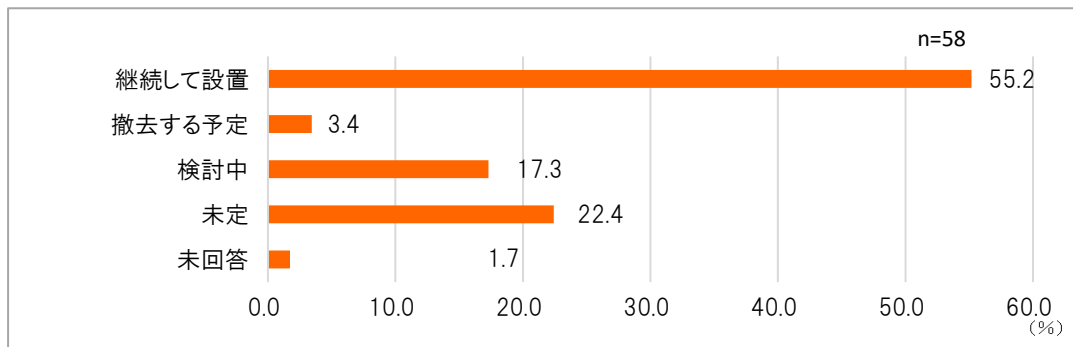
①の設置箇所は、1箇所が一番多く(37 施設)、次いで2箇所(11 施設)であり、設置している場所は、事務棟内、休憩室、通路・廊下、別棟、食堂の一角、ロビー等である。②の設置箇所は、1箇所(5 施設)、2箇所(3 施設)であり、設置している場所は、食堂の一角、休憩室等である。



【図15】 喫煙専用室の形態

(10) 喫煙専用室の今後の予定

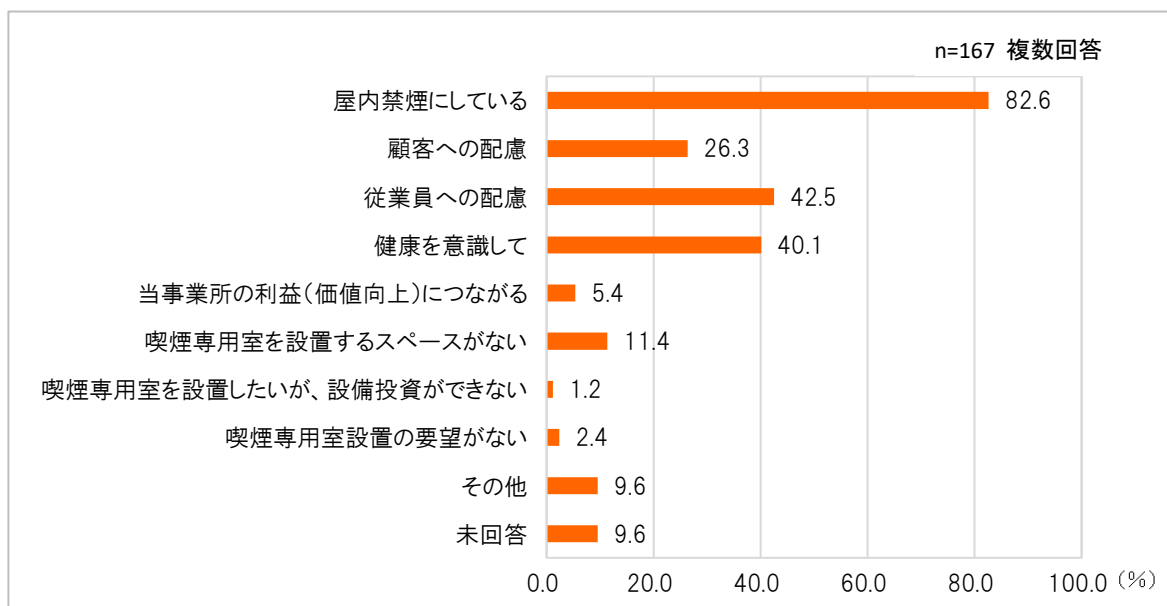
【表4】の「喫煙専用室を設置している」と答えた事業所(n=58)に対して、今後撤去するか聞いたところ、最も多かったのは「継続して設置」が 55.2%で 5 割を占め、「未定」が 22.4%、「検討中」が 17.3%、「撤去する予定」は 3.4%である。【図16】



【図16】 喫煙専用室の今後の予定

(11) 喫煙専用室を設置していない理由

【表4】の「喫煙専用室を設置していない」と答えた事業所(n=167)のうち、喫煙専用室を設置していない理由で最も多かったのは、「屋内禁煙にしている」が 82.6%と8割を占め、次いで「従業員への配慮」が 42.5%、「健康を意識して」が 40.1%である。【図17】



【図17】 喫煙専用室を設置していない理由

### 3 職員(従業員)への喫煙対策

#### (1) 喫煙対策の実施率

喫煙対策の実施率は、「実施している」が57.8%、「実施していない」が41.2%である。【表5】「実施している」事業所は、「病院」が86.4%と最も高く、最も低いのは「大学・短大・専門学校」の43.8%である。【表6】

【表5】職員(従業員)への喫煙対策の実施率

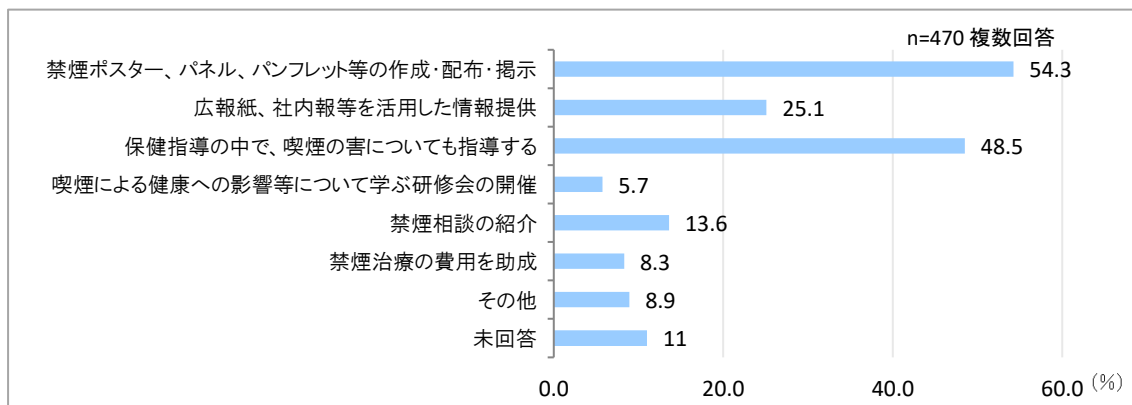
	施設数	率(%)
実施している	470	57.8
実施していない	335	41.2
未回答	8	1.0
合計	813	100.0

【表6】職員(従業員)への喫煙対策の実施率(調査対象別)

調査対象	回答数	実施している(%)	実施していない(%)	未回答
国の機関	68	40(58.8)	27(39.7)	1
県の機関	89	57(64.0)	30(33.7)	2
病院	44	38(86.4)	6(13.6)	0
市町村	41	30(73.2)	11(26.8)	0
小・中・高・支援学校	296	160(54.1)	134(45.3)	2
大学・短大・専門学校	32	14(43.8)	18(56.3)	0
民営事業所	241	129(53.5)	109(45.2)	3
所属分類不可	2	2(100)	0	0
合計	813	470(57.8)	335(41.2)	8

#### (2) 喫煙対策の実施内容

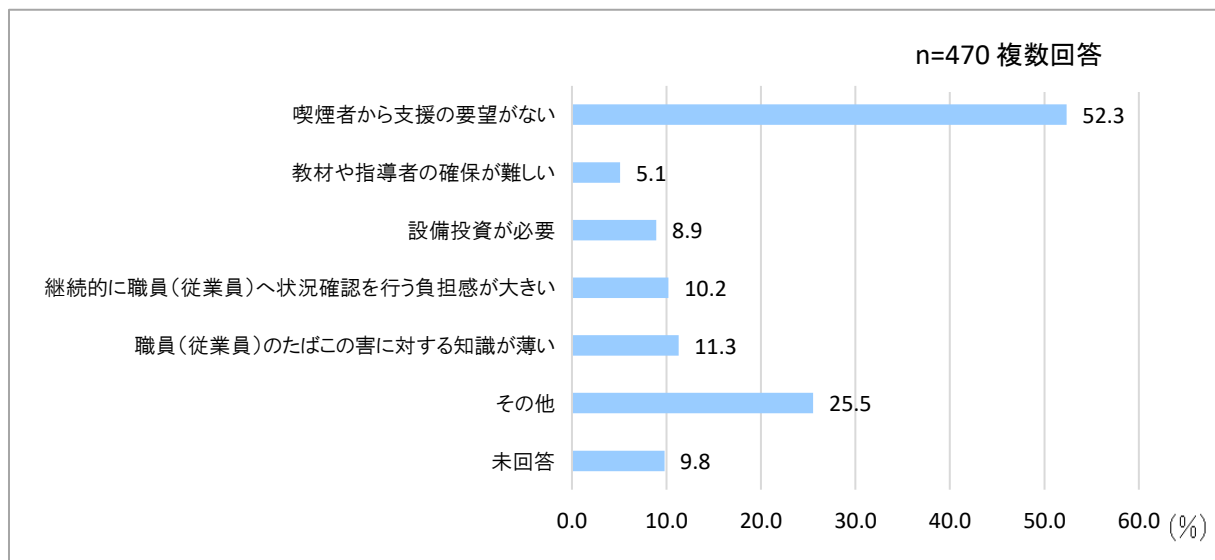
【表5】の「喫煙対策を実施している」と答えた事業所(n=470)のうち、多くの施設が取り組んでいたのは「禁煙ポスター、パネル、パンフレット等の作成・配布・掲示」が54.3%、次いで「保健指導の中で喫煙の害についても指導する」が48.5%である。【図18】



【図18】職員(従業員)への喫煙対策の実施内容

### (3) 喫煙対策を継続するうえでの問題点

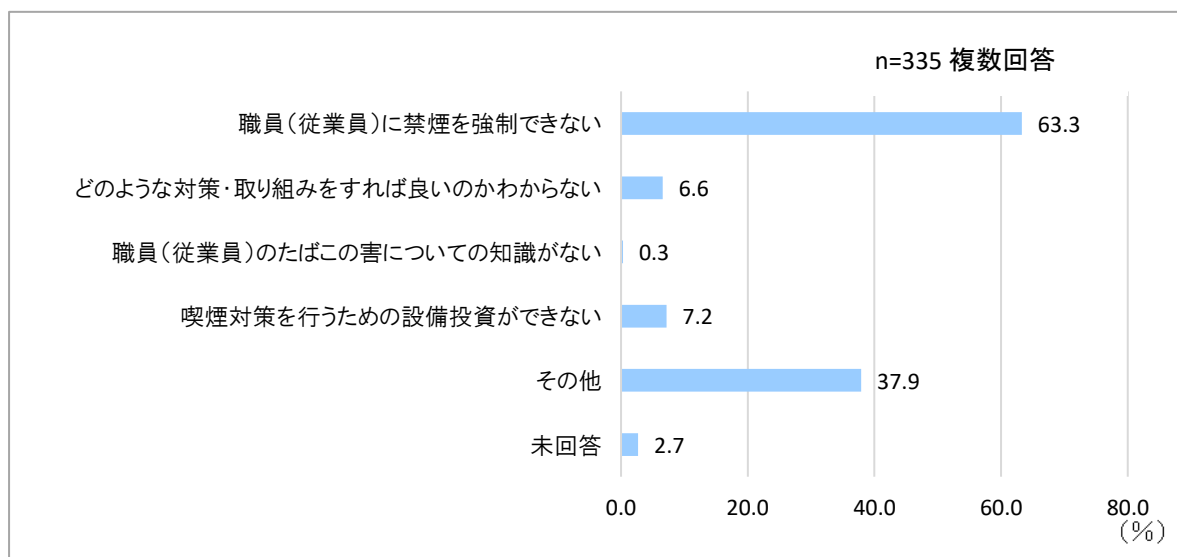
【表5】の「喫煙対策を実施している」と答えた事業所(n=470)のうち、喫煙対策を継続するうえでの問題点で最も多かったのは、「喫煙者からの支援の要望がない」が52.3%で半数以上を占め、「職員(従業員)の知識が薄い」が11.3%である。【図19】



【図19】 職員(従業員)への喫煙対策継続の問題点

### (4) 喫煙対策を実施していない理由

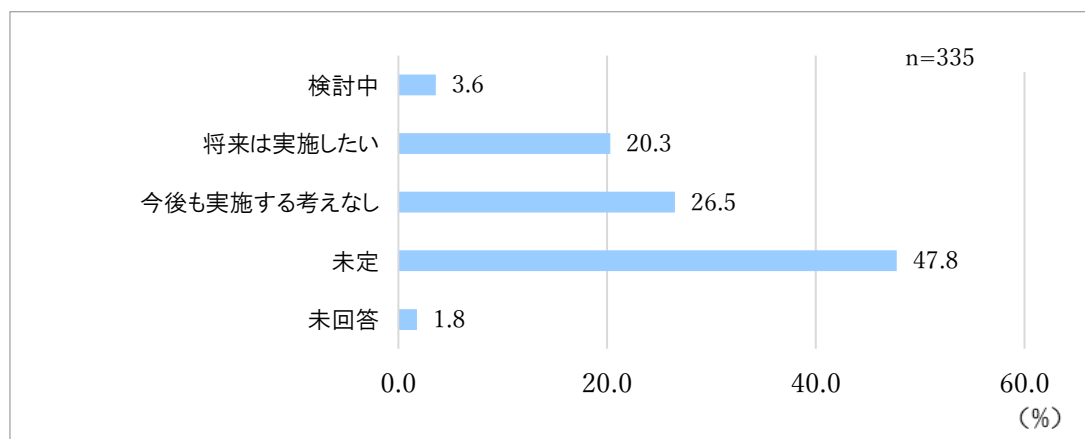
【表5】の「喫煙対策を実施していない」と答えた事業所(n=335)のうち、喫煙対策を実施していない理由で最も多かったのは、「職員(従業員)に禁煙を強制できない」が63.3%で6割以上を占めている。次いでその他37.9%であり、その中には、喫煙者がいない、喫煙者が少ない、敷地内禁煙であるため等の回答があった。【図20】



【図20】 職員(従業員)への喫煙対策を実施していない理由

(5) 喫煙対策に関する意向

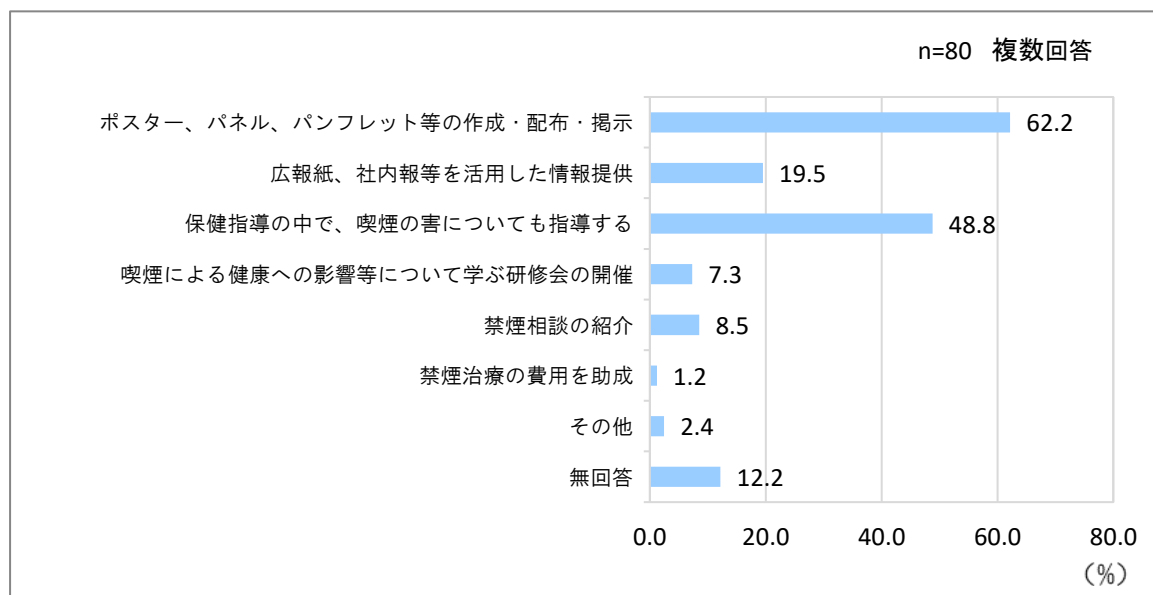
【表5】の「喫煙対策を実施していない」と答えた事業所(n=335)に対して、喫煙対策を今後実施する意向があるのか聞いたところ、「未定」が47.8%、次いで「今後も実施する考えなし」が26.5%、「将来は実施したい」が20.3%である。【図21】



【図21】 職員(従業員)への喫煙対策に関する意向

(6) 喫煙対策実施予定の内容

【表5】の「喫煙対策を実施していない」と答えた事業所(n=335)のうち、喫煙対策について「検討中」「将来は実施したい」と回答した事業所(n=80)の喫煙対策の内容は、「ポスター、パネル、パンフレット等の作成・配布・掲示」が62.2%、次いで「保健指導の中で喫煙の害についても指導する」が48.8%である。【図22】



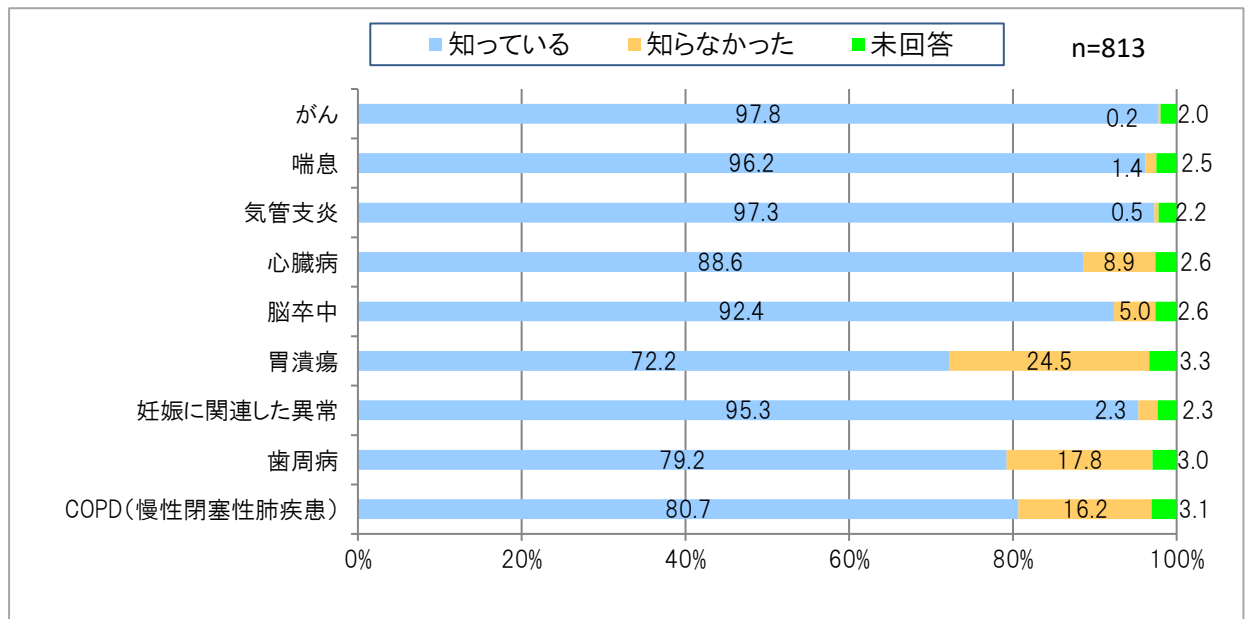
【図22】 職員(従業員)への喫煙対策実施予定の内容



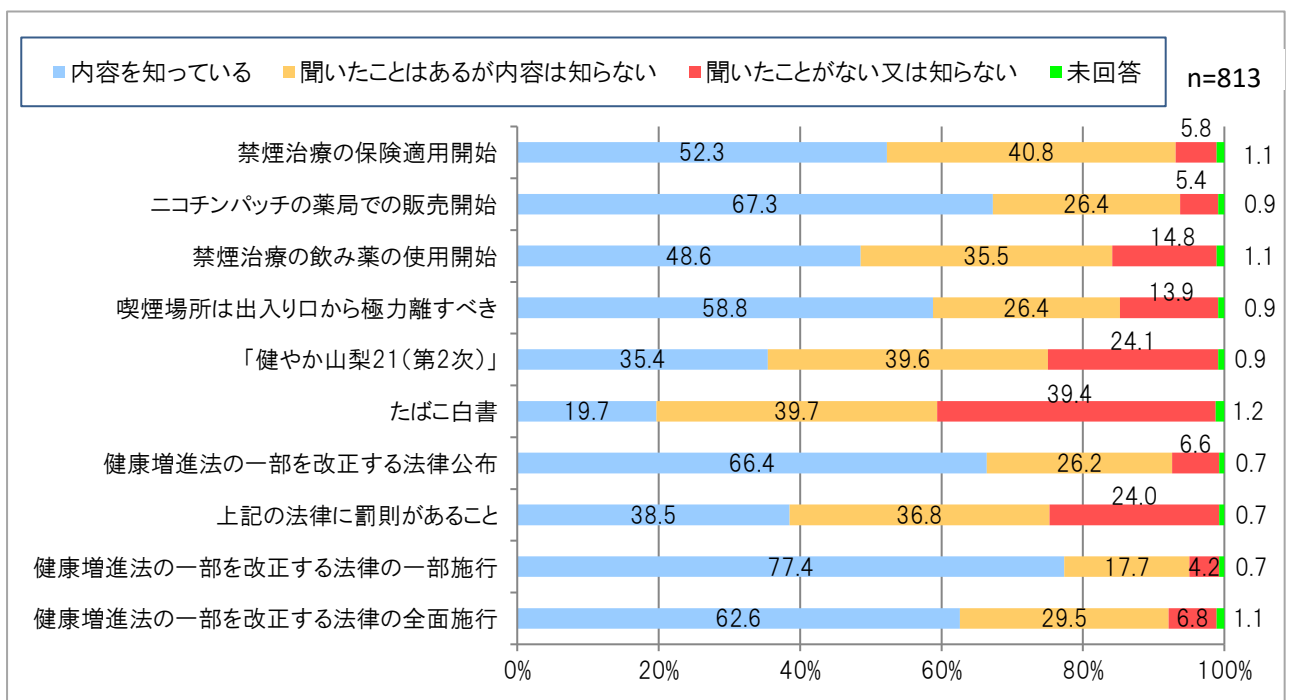
#### 4 たばこに関する知識(認知度)

事業所の衛生管理者又は施設管理者のたばこ対策に関する知識として、受動喫煙と健康障害、たばこ対策に関する法律や情報把握等について聞いたところ、結果は次のとおりである。

健康増進法の一部を改正する法律の公布に関しては、「内容を知っている」(66.4%)が前回の調査結果(47.2%)に比べ増えている。法律に罰則があることに関しては、「聞いたことはあるが内容は知らない」「聞いたことがない・知らない」(60.8%)であり、前回の調査結果(70.8%)に比べ減少したが、6割を占めている状況である。



【図23】(1) 受動喫煙の害に関する知識



【図24】(2) たばこに関する情報についての認知度

### 第3 まとめ

受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が全面施行(令和2年4月1日)されて以降、初めて実施した調査である。

調査結果から以下が課題としてあげられる。

- 1 喫煙率の年次推移を見ると、今回の調査では、男性 21.0%、女性 5.5%であり、共に減少しており、改正健康増進法の効果が表れていると考えられる。だが、事業所別にみると、平均より喫煙率の高い事業所もあるため、更にたばこ対策の取り組みを強化する必要がある。
- 2 職場の喫煙対策の中では、第一種施設の「敷地内禁煙」及び第二種施設の「原則屋内禁煙」について把握していない事業所もあるため、改正健康増進法の周知が必要である。  
また、屋外喫煙場所において、「喫煙場所と非喫煙場所がパーテーション等で明確に区画」では、施設の利用者が通常立ち入らない場所や建物の出入り口から離れた場所に設置している事業所が多いが、建物の隣接箇所や出入り口付近に設置している事業所もあるため、受動喫煙防止の普及啓発が必要である。  
一方、屋外喫煙場所を設置せず、敷地内を全て禁煙にしている事業所及び喫煙専用室を設置せず、屋内を全て禁煙にしている民営事業所は前回調査より増加しており、改正健康増進法による「望まない受動喫煙の防止」について、理解が進みつつあると考えられる。
- 3 従業員への喫煙対策を実施していない事業所のうち、「今後も実施する考えはない」が 26.5%、「未定」が 47.8%と高率であることから、各事業所の主体的な喫煙対策の実施について、支援方法の検討が必要である。
- 4 改正健康増進法の全面施行の内容について、「聞いたことはあるが内容は知らない」「聞いたことがない・知らない」が 36.3%であり、法律の罰則規定の認知度も低いため、引き続き周知が必要である。